

普天間基地からの泡消火剤流出・飛散事故に関する意見書

去る4月10日午後4時40分頃、普天間基地の格納庫で消火システムが作動し、有機フッ素化合物のP F O Sを含む泡消火剤が放出・飛散し、基地から延びる側溝を通じ宇地泊川に大量に流出した。翌日11日昼頃には宇地泊川下流にある本市の牧港漁港でも泡消火剤とみられる泡が確認された。

泡消火剤に含まれるP F O Sは、発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用・製造が禁止されるなど、世界的にも使用制限や廃絶の動きにある。昨年12月にも普天間基地ではP F O Sを含む泡消火剤の漏出を起こしており、除染で生じた吸着パッドや軍服などの汚染物質がキャンプ・キンザーに保管されていることも看過できない。さらに、再び発生した流出事故に対し県民の憤りや不信感は増幅するばかりである。

加えて、米軍が流出現場に訪れたのが流出の翌日だったことから、事故に対する認識の低さや対応の遅さにも不満が高まっている。

これ以上、市民、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、市民、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本市議会は、市民、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故の徹底した原因究明と早急で正確な情報公開を行い、実効性のある再発防止策を講ずること
- 2 普天間基地及びキャンプ・キンザー両基地内に立ち入り、環境と人体への影響について調査研究し、対策を講ずること
- 3 発がん性を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと
- 4 普天間基地の一日も早い閉鎖・返還を実現すること
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月24日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議長 参議院議長 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長